

三労発安 0417 第1号
令和8年4月17日

三重県中小企業団体中央会長 殿

三重労働局長



企業等における公正な採用選考の実現に向けて（要請）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

厚生労働行政の運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、応募者の基本的人権を尊重し、広く応募者に門戸を開くとともに、応募者の適性・能力に基づいた採用選考を行う公正な採用選考システムの確立が図られるよう周知・啓発を行っています。

特に、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（令和7年6月6日閣議決定）において、社会的身分、門地、性的マイノリティであるなど不合理な理由で就職の機会が制限されることを防ぐため、適性と能力に基づいた公正な採用選考システムの確立が図られるための取組を推進することとされており、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号）及び「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年法律第68号）に基づき、必要な取組を進めているところです。

厚生労働省では、これまでも応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考が実施されるよう、企業の皆様方にご理解とご努力をお願いしてまいりました。しかしながら、依然として、面接や応募用紙等を通じ「本籍・出生地」や「家族」に関することなど本人に責任のない事項や、宗教や支持政党など思想・信条に関わる事項を把握するなど、就職差別につながるおそれのある不適切な事象が生じている状況にあります。

貴団体におかれましては、公正採用選考の趣旨を改めてご理解いただき、「公正採用選考人権啓発推進員」（以下「推進員」という。）の各企業における適切な配置や、推進員及び企業トップクラスに対する労働局・ハローワークが行う研修会への積極的な参加、適正な応募用紙※の使用等について、各企業における正しい理解と認識の一層の浸透を図り、公正な採用選考が実現されるよう、貴団体傘下・会員企業に対する周知・啓発の御協力をお願い申し上げます。

※適正な応募用紙について

○指定している応募用紙を使用してください

- ・新規中学校卒業予定者については「職業相談票（乙）」、新規高等学校卒業予定者については「全国高等学校統一用紙」を使用してください。

○就職差別につながるおそれのある事項を除いた応募用紙の使用を推奨しています

- ・新規大学等卒業予定者については、「新規大学等卒業予定者用標準的事項の参考例」及び「厚生労働省履歴書様式例」の使用を推奨しています。
- ・一般求職者については、「厚生労働省履歴書様式例」の使用を推奨しています。

注）令和6年度に、上記「職業相談票（乙）」、「全国高等学校統一用紙」

及び「新規大学等卒業予定者用標準的事項の参考例」の改定を行っています。

改定後の用紙は、下記の「公正採用選考特設サイト」からご確認をお願いします。

<https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/methods.html#methods01>

